

産後ケア訪問

助産師が家庭訪問し、産後のママのお世話や赤ちゃんの沐浴などのサービスを提供します。

(注意) 家事援助や買い物支援は提供できません。

- 1日につき3時間まで
- 平日午前9時から午後4時まで

産後デイケア・産後お泊りケア

助産院に産後のママと赤ちゃんが日帰り入院または入院して、助産師のサービスを受けます。

(注意) きょうだいの入院は原則できません。

デイケア(日帰り入院)

- 平日午前10時から午後4時まで(6時間)

お泊りケア(入院)

- 平日月曜から木曜
午前10時から翌午前10時まで(24時間)

共通の注意事項

- 赤ちゃんのミルク・おむつなどは各自でご用意ください(ママの食事は提供します)
- 感染症の恐れがある方や医療が必要な方は利用をお断りすることがあります

サービス提供事業者

森田助産院 福生市志茂 83 番地

電話 042 (551) 0323

Fax 042 (551) 0354

Email morikko@morikko.jp

午前9時～午後4時(土曜は正午まで)

日祝祭日・年末年始休業

産後ケア事業の対象となる方

瑞穂町に住民票がある、産後4日目から6か月までの方※で、以下のいずれかに当てはまる方

- ※ 双子などの場合は利用できる期間が延長できますので、ご相談ください。
- 産後に心身の不調がある方
- 育児に関する不安や心配事などがあり、専門職によるケアが必要な方
- 産後の援助を家族などから受けることができない方

ご利用までの流れ

1. 利用申し込み

裏面の「ゆりかごステーション」母子保健コーディネーターまでご連絡ください。

2. ゆりかごプランの作成と利用申請

母子保健コーディネーターが家庭訪問し、ママと赤ちゃんのご様子を確認し、必要なサービスのご紹介や利用方法の説明をしながら、ゆりかごプラン(支援計画)を作成します。

ゆりかごプランにより、産後ケア事業の利用をお勧めする場合、申請書類をお渡しします。

利用料減免のための添付書類が必要な場合は、後日提出をお願いします。

(注意)

申請後に申請内容に変更が必要となった場合及び利用を取りやめる場合は、母子保健コーディネーターにご連絡をお願いします。

3. 利用の決定

申請書類が全て提出されてから保健センターで審査を行い、利用の可否を郵送または訪問などで通知します。

4. サービスの利用

サービス提供事業者に連絡し、利用日の予約や利用の際の注意事項などの確認をしてください。

サービスを利用するときは、通知に同封する「利用者カード」をサービス提供事業者に提示してください。

5. 利用料の支払い

サービス利用の当日、サービス提供事業者へ直接利用料をお支払いください。

6. ママと赤ちゃんのご様子の確認

サービス利用後のママと赤ちゃんのご様子を確認するため、母子保健コーディネーターが家庭訪問などでご様子をお聞きします。